

利用者のために

I 2013年漁業センサスの概要

1 調査の目的

2013年漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2 根拠法規

2013年漁業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）及び平成15年5月20日農林水産省告示第776号（漁業センサス規則第6条第4項の農林水産大臣が定める調査票等を定める件）に基づく基幹統計調査である。

3 調査体系の概要

調査の種類		調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員	自計報告調査 (面接調査も可能)
	漁業管理組織調査	農林水産省	
	海面漁業地域調査		
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	地域センター等 調査員	自計報告調査又は オンライン調査
	内水面漁業地域調査		
流通加工 調査	魚市場調査	調査員	自計報告調査又は オンライン調査
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査		

4 調査の対象

流通加工調査

(1) 魚市場調査

漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場。

(2) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

陸上において主機 10 馬力 (7.5kW) 以上の冷蔵・冷凍施設を有し、水産物 (のり冷凍網を除く。) を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所 (冷凍・冷蔵工場) 又は販売を目的として水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所 (水産加工場)。

5 調査事項

流通加工調査

(1) 魚市場調査

魚市場の施設及び取扱高等

(2) 冷凍・冷蔵、水産加工場

事業内容、従業者数等

6 調査期日

流通加工調査は平成 26 年 1 月 1 日現在で実施した。

7 調査方法

流通加工調査

統計調査員が、調査対象経営体に対し調査票を配布・回収を行う自計報告調査 (被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法) の方法により行った。

なお、調査票の回収はオンラインによる方法も可能とした。

8 集計方法

単純積み上げにより算出した。

9 目標精度

本調査は、全数調査のため、目標精度は設定していない。

II 利用上の注意

1 報告書の構成

本報告書は、2013 年漁業センサスのうち、流通加工業に関する統計を全国、大海区、都道府県、市区町村及び漁業地区に区分して取りまとめたものである。

なお、大海区の配列順序は、北海道太平洋北区、太平洋北区、太平洋中区、太平洋南区、北海道日本海北区、日本海北区、日本海西区、東シナ海区及び瀬戸内海区の順とし

た。

2 用語等の解説

(1) 魚市場調査

過去1年間	平成25年1月1日～平成25年12月31日の期間。
魚市場	過去1年間に漁船による水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船による直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。
売場面積	水揚げ又は搬入された漁獲物を卸売りするために使用できる売場の最大面積をいう。
水産物卸売業者	卸売市場において、出荷者から販売の委託を受け、又は買い受けて卸売りする事業のうち、水産物を取り扱うものをいう。
水産物買受人	水産物卸売業者から買い受ける仲卸業者及び売買参加者をいう。
水産物の品質・衛生管理機器	
海水殺菌装置	海水の殺菌・滅菌を目的とした装置。
砕氷・製氷機	魚市場内で使用する氷がけ等の氷を製造するための装置。 なお、出荷用保冷車や漁船の船艙に積むための氷のみを製造する目的の装置は含まない。
脱臭装置、排ガス処理装置	建物内の空気の清浄を目的とした装置。
水産加工機器	フィレマシーン、包装機などの水産物の一次加工、パック作業等を自動で行うための装置。
その他	機器類を衛生的に洗浄するためのオゾン水製造器など上記以外で、水産物の品質・衛生等の管理を目的として設置されている機器。

(2) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

過去1年間	魚市場調査の「過去1年間」に同じ。
冷凍・冷蔵工場	陸上において主機10馬力(7.5kW)以上の冷蔵・冷凍施設を有し、過去1年間に水産物(のり冷凍網を除く。)を冷凍し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。

水産加工場	販売を目的として過去1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいう。
事業所の形態	
個人	個人が事業所を営んでいる場合をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁協、漁連、生産組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。（以下「水協法」という。）第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。））、漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）及び漁業生産組合をいう。
水産加工組合、加工連	水協法第2条に規定する水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会をいう。
その他の組合	名称中に「組合」又は「組合連合会」の文字を用いているもので、上記『漁協、漁連、生産組合』及び『水産加工組合、加工連』以外のものをいう。
その他	上記のいずれにも該当しないものをいう。
従業者	以下の(1)～(4)のいずれかに該当する人をいう。 (1) 個人事業主及び無給の家族従業者 (2) 常勤の役員 (3) 雇用者（賃金・給与（現物支給を含む。）を支給されている人） (4) 出向・派遣受入者 なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含めない。
外国人	国籍が日本以外の人で、事業者と雇用契約を結んで、業務に従事している外国人とする。 なお、技能実習の外国人は含むが、研修生は含まない。
常時従業者	従業者の(1)及び(2)に加え、(3)又は(4)のうち、次の(5)～(7)のいずれかに該当する人をいう。 (5) 期間を定めずに従事している人 (6) 1か月を超える期間を定めて従事している人 (7) 平成25年9月と10月にそれぞれ18日以上従事した人

なお、重役や理事などの役員で、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている場合は、「常時従業者」に含める。

その他

常時従業者以外の従業者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人、日々雇用されている人等をいう。

なお、臨時雇用、日々雇用の場合でも、常時従業者の(7)に該当する場合は、常時従業者に含める。

冷蔵能力

常時10 以下で保持しうる、通常の収容能力をいう。収容能力とは「壁その他の区画の中心線で測定した面積に有効高（床面より大梁下又はダクト下端のいずれか低い方）を乗じ、これに90%を乗じた算定方法により算出した容積」（倉庫業法施行規則（昭和31年10月25日運輸省令第59号）等運用方針（平成14年3月28日国総貸施第25号）をいう。

凍結能力

通常の状態において生産し得る1日当たりの凍結能力をいう。

水産加工品

水産動植物を主原料（原料割合50%）として製造された食用加工品、油脂、飼料、肥料をはじめ、生鮮水産物や食用加工品を凍結した冷凍水産物のことをいう。

冷凍すり身を原料として加工品を製造している場合は、水産加工品に含む。

また、加工度の低いゆでだこ、ゆでがに等、ゆでたまま販売するものは含まない。ただし、ゆでた後に凍結し保存性を高めている場合は、冷凍水産物として水産加工品に含める。

H A C C P手法

食品製造における原材料から加工、出荷に至るまでの各段階で「安全性に害を与える要因を分析」し「危害発生の防止の上で重要な管理を行うべきポイント」を監視・記録することで、食品の安全性を確保する衛生管理手法のことをいう。

3 表章記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「 - 」： 事実のないもの

「 x 」： 個人又は法人のその他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

4 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象者数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「 x 」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「 x 」表示としている。

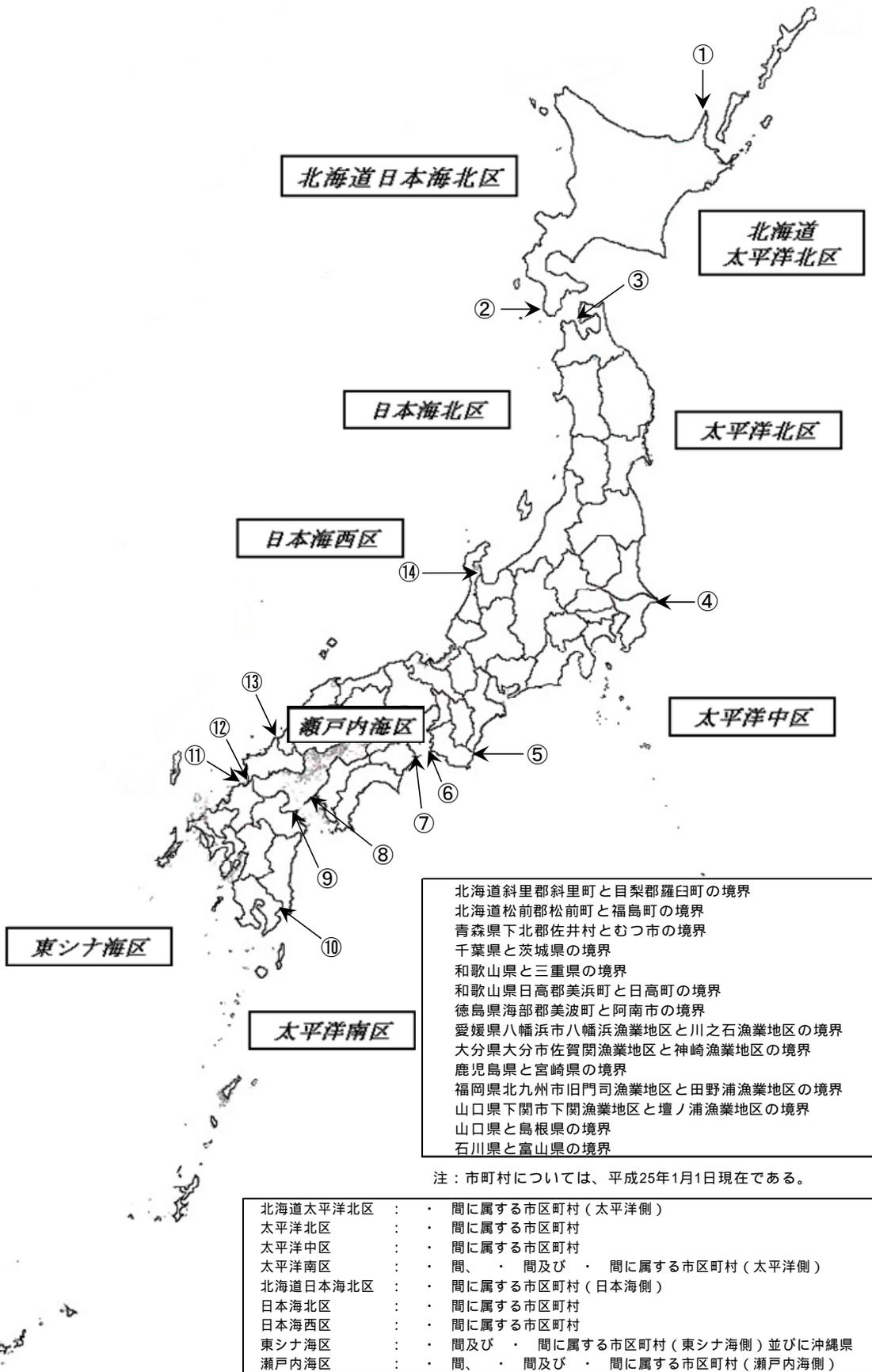
5 ホームページ掲載案内

この統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報に掲載しています。

【<http://www.maff.go.jp/j/tokei/>】

分野別分類は「水産業」に分類しています。

6 大海区区分図



Ⅲ 2013年漁業センサス（流通加工調査）の主な改正点

調査項目の見直し

冷凍・冷蔵、水産加工調査において、水産加工品の品目を2008年漁業センサスの21項目から68項目に細分化した。

Ⅳ 報告書の刊行一覧

漁業センサスに関する報告書は、次のとおりである。

第1巻 海面漁業に関する統計（全国・大海区編）

第2巻 海面漁業に関する統計（都道府県編）

第3巻 海面漁業に関する統計（市区町村編）

第4巻 海面漁業に関する統計（漁業地区編）

第1分冊 北海道・東北・北陸

第2分冊 関東・東海・近畿

第3分冊 中国・四国

第4分冊 九州・沖縄

第5巻 海面漁業の構造変化に関する統計

第6巻 海面漁業の団体経営体に関する統計

第7巻 内水面漁業に関する統計

第8巻 流通加工業に関する統計（全国、都道府県、市区町村編）

第9巻 流通加工業に関する統計（漁業地区編）

別冊1 2013年漁業センサス総括編

別冊2 THE 2013 CENSUS OF FISHERIES（英文統計）

Ⅴ お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 漁業センサス統計班

電話：（代表）03 - 3502 - 8111 内線3660

（直通）03 - 3502 - 8467

F A X：03 - 5511 - 7282